

令和7年度（2025年）くまもと地産地消推進業務 企画コンペ実施要領

1 業務名

令和7年度（2025年度）くまもと地産地消推進業務

2 目的

県は、「くまもと地産地消推進県民条例」を制定し、県民への意識啓発や消費行動の促進など地産地消を推進している。

このような中、県民アンケートによると、本県における地産地消の県民の意識については、「地産地消に関心がある」との回答が90.7%であったものの、「購入するものは県産品にこだわらない」との回答が約45.1%と地産地消への関心と購買行動に乖離がみられ、特に若年層の地産地消への関心が低い傾向にある。

そこで、若い世代も含めて情報発信するため、県HP「くまもとのアグリ&フード」及びSNS「KUMARICH」を活用し、県産品や生産者の取組、SDGsなど地産地消の意義や情報を発信することで、県民の意識啓発を図る。

加えて、消費行動につながる県産品の購入や飲食できる地産地消協力店（以下、協力店）※1を対象としたアンケートでは、過半数の店舗が県産品の取扱いを増やしたいと回答している一方で、約2割の店舗が「生産者や産地の情報が少ない」ことが県産品を仕入れる際の問題点であると回答している。

このため、協力店等と生産者のマッチング機会を提供することで、協力店等の積極的な地元食材の活用促進を図る。

以上、県民への意識啓発と消費行動に繋がる協力店等へ県産品のマッチング商談会等を行うことで、多くの県民に地産地消行動を喚起する。

※1 地産地消協力店とは

「くまもと地産地消推進県民条例」における地産地消の趣旨に賛同し、県産品を販売する小売店や食材として使用し消費者に提供する飲食店を「熊本県地産地消協力店」に指定。

地産地消協力店数：449店（飲食店176店舗、販売店273店舗）令和7年3月現在。

3 業務内容

別添「令和7年度（2025年度）くまもと地産地消推進業務基本仕様書」のとおり

※ 契約時の仕様書は、企画コンペの結果に基に必要な変更を加えたものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 委託費

（1）契約限度額（予算額）

10,089,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。ただし、業務に要した経費の精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（人件費、賃借料、資材費、通信運搬費、旅費、広告費、謝金、一般管理費、景品代等）とする。

備品等の購入は対象外とし、リース又はレンタルにより調達すること。

6 実施スケジュール（予定）

・公告（県HP）	令和7年4月18日（金）
・企画コンペ事前説明会	4月23日（水）※任意参加
・参加申込書・質問書提出期限	5月13日（火）正午
・参加決定・審査会案内通知	5月15日（木）
・企画提案書提出期限	5月19日（月）正午
・書類審査（一次審査）・結果通知	～5月21日（水）※参加多数の場合に実施
・審査会	5月23日（金）
・審査会結果通知	速やかに実施
・委託契約内容協議・委託契約締結	速やかに実施

※入札参加資格のない事業者は令和7年（2025年）4月25日（金）午後5時までに入札参加資格の新規申請を行うこと。（県公式サイト¹の管理調達課のページを参照）

7 企画コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 企画コンペ事前説明会について

日 時：令和7年（2025年）4月23日（水）10:00～（60分程度）

場 所：熊本県庁本館8階 農林水産政策課分室

申込方法：参加を希望する場合は、「企画コンペ事前説明会参加申込書」を電子メールにより提出すること。※事前説明会への参加は、必須ではありません。

提出先：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp

提出期限：令和7年（2025年）4月22日（火）正午

9 企画コンペ参加申込み及び質問書の提出について

本企画コンペに参加を希望する者は、次により参加申込書及び質問書を提出すること。

(1) 企画コンペ参加申込書

提出書類：様式1

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明に限る）

提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課（TEL：096-333-2424）

提出期限：令和7年（2025年）5月13日（火）正午必着（郵送の場合も同様）

(2) 質問書

提出書類：様式2（質問がある場合のみ。口頭による質問は受け付けない。）

提出方法：電子メール

提出先：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp

※メール送付後に電話で到達確認をすること（TEL：096-333-2424）

提出期限：令和7年（2025年）5月13日（火）正午必着（郵送の場合も同様）

回答方法：提出期限後、質問者を匿名として全ての参加者に電子メールにて回答する。

10 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は、原則としてA4サイズで作成することとし、次の順で編纂すること。

番号	項目	様式等
1	表紙	様式3
2	企画提案内容 ・「基本仕様書」及び「補足説明書」を確認のうえ作成すること	任意様式 (原則A4 サイズ)
3	実施体制 ・①体制図、②本業務の責任者（所属・職名・氏名・主な業務経歴・その他参考事項）、③主な外部関連団体について記入すること。	
4	業務行程表 ・契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、イベント告知・宣伝、イベント実施、実績報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように記入すること。	

5	見積書 ・見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。（1か月以内に積算したもの） ・消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。	
6	会社概要 ・会社の概要を記入すること（会社パンフレット等に代えても可） ・その他、当事業と類似する過去の事業実施実績があれば添付すること。	
7	事業者の取組に関する申出書 ・本実施要領「1 2 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について」の（3）の表「審査項目 5 事業者の取組」において、該当するものがあれば、提出すること。	様式3に申出書と認定証の写し等を添付

（2）提出方法等

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明に限る）

提出部数：6部（正本1部、副本5部）

提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課（TEL：096-333-2424）

提出期限：令和7年（2025年）5月19日（月）正午必着

（3）企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・ 提案書の様式及び実施要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・ 企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

（4）提出された企画提案書の取扱い

- ・ 提案書は返却しない。
- ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 県は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

1 1 書類審査について

参加申込件数が多数の場合は、1次審査として書類審査を実施し、2次審査として審査会を実施する。なお、書類審査の審査基準は審査会と同様とし、書類審査の結果は、**5月21日（水）**までに通知する。

1 2 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

開 催 日：令和7年（2025年）5月23日（金）（時間・控室は別途通知）

会 場：熊本県庁本館8階 農林水産政策課分室

選定結果：電子メールにより審査会参加者全員に通知する。

(2) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮して5名程度を選出する。

(3) 審査及び委託候補者の選定

- ・ 審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を以下の表に定める審査の視点に基づき審査し、1位を選定した選考委員の多い企画提案者を本業務の委託候補者として選定する。
- ・ 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。また、最低基準を50点×5名＝250点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ・ 1位を選定した選考委員が同数であった場合、得点の高い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ・ 委託候補者が、「7 企画コンペの対象者となる事業者」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

審査項目		審査の視点	配点
1	適格性	事業の趣旨や課題、仕様書の内容を十分に理解しており、効果的かつ具体的な企画が提案されているか	60
2	実施体制	本業務を安定して確実に遂行するため必要な実施体制を有しているか。	10
3	計画性	期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか。	15
4	経費の妥当性	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	10
5	事業者の取組 (公告日時点)	(1) 熊本県ブライト企業の認定を受けている。	1
		(2) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	1
		(3) 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	1
		(4) 熊本県SDGs登録制度に登録している。	1
		(5) パートナリシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
合 計			100

13 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

14 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

15 その他

- ・ 企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- ・ 企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式4）を提出すること。
- ・ 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。